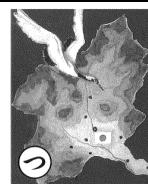




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年9月12日（金） 第10331号

目 次

ページ

規 則

- 群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） 2

告 示

- 群馬県指定重要文化財の指定（文化財保護課） 3
○鳥獣保護区設定の告示の一部改正（自然環境課） 3
○同 3
○解除予定保安林（森林保全課） 3
○特定計量器の定期検査の実施（産業政策課） 4

公 告

- 令和7年度砂利採取業務主任者試験の実施（砂防課） 5

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 6

■ 規則

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十八号

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年群馬県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「拘留されている場合」の下に「、留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第195号

群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）第4条第1項の規定により、群馬県指定重要文化財として次のとおり指定する。

令和7年9月12日

群馬県知事 山 本 一 太

名称及び員数	所在場所	所有者（管理者）
つぎよのじんじやほんでん 月夜野神社本殿 1棟 つきたりむなふだ 附 棟札 1枚	みなかみ町月夜野1259-1	宗教法人月夜野神社
おおくにたまじんじやほんでん 大國魂神社本殿 1棟	中之条町中之条890	吾妻大國魂神社奉賛会

◎群馬県告示第196号

鳥獣保護区設定の告示（昭和50年群馬県告示第697号）の一部を次のように改正し、令和7年11月1日から施行する。

令和7年9月12日

群馬県知事 山 本 一 太

表神津鳥獣保護区の項中「平成27年11月1日から平成37年10月31日」を「令和7年11月1日から令和17年10月31日」に改める。

◎群馬県告示第197号

鳥獣保護区設定の告示（昭和60年群馬県告示第797号）の一部を次のように改正し、令和7年11月1日から施行する。

令和7年9月12日

群馬県知事 山 本 一 太

表西みかば鳥獣保護区の項中「平成17年11月1日から令和7年10月31日」を「令和7年11月1日から令和27年10月31日」に改める。

◎群馬県告示第198号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年9月12日

群馬県知事 山 本 一 太

1 (1) 解除予定保安林の所在場所 高崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

(3) 解除の理由 林道用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所 高崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 林道用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び高崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第199号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和7年9月12日

群馬県知事 山 本 一 太

1 定期検査を行う区域 藤岡市及び多野郡

2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

3 検査を行う日時及び場所（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。）

実施期日	実施時間	実施場所
令和7年10月14日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	上野村役場
令和7年10月15日	午前10時～正午	コイコイアイランド会館
令和7年10月15日	午後1時30分～午後3時	中里合同庁舎
令和7年10月16日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	鬼石総合支所
令和7年10月17日	午前10時～正午	地域づくりセンター神流
令和7年10月17日	午後1時30分～午後3時	地域づくりセンター小野
令和7年10月20日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	地域づくりセンター美土里
令和7年10月27日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	地域づくりセンター美九里
令和7年10月29日	午前10時～午前11時30分	地域づくりセンター日野
令和7年10月29日	午後1時～午後3時	地域づくりセンター平井
令和7年10月30日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	地域づくりセンター藤岡

令和7年11月5日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	地域づくりセンター藤岡
令和7年11月6日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	地域づくりセンター藤岡
令和7年11月27日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	地域づくりセンター藤岡
令和7年10月14日～ 令和8年3月31日 （ただし、土、日、祝日 を除く。）	午前9時～正午 午後1時～午後4時	一般社団法人群馬県計量協会

備考

- (1) 一般社団法人群馬県計量協会で検査を希望する受検者は事前連絡の上、対象となる特定計量器を持ち込むこと。
 - (2) 計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。
- 4 検査を行う日時及び場所（特定計量器検定検査規則第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。）

実 施 期 間	実 施 場 所
令和7年10月14日～令和8年3月31日 （ただし、土、日、祝日を除く。）	特定計量器の所在の場所

備考

- (1) 特定計量器の所在の場所で検査を希望する受検者は、一般社団法人群馬県計量協会に検査を希望する日時及び場所を連絡すること。
 - (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第5号に該当する場合を除き、受検者は、事前に、特定計量器検定検査規則第39条第2項に規定する様式第13による申請書を群馬県計量検定所に提出すること。
- 5 検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

■ 公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項により、令和7年度（2025年度）砂利採取業務主任者試験を次のとおり行う。

令和7年9月12日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 受験資格 制限しない。
- 2 試験内容 筆記による試験とし、試験科目は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 砂利の採取に関する法令事項
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 3 出題形式 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題15問（7問の必須問題及び8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とする。
- 4 試験の日時 令和7年11月14日（金）午前10時から正午まで

5 試験の場所 群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）29階292会議室

6 受験願書の請求

(1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課又は県内各土木事務所に直接請求すること。

(2) 郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号）又は県内各土木事務所宛て請求すること。

7 郵送等による受験手続等

(1) 申込書類 受験願書（自署で必要事項を記入した上で、受験票の裏面の葉書に85円分の切手を貼ること。）及び写真（受験願書提出前6か月以内に正面から脱帽して上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもの）

(2) 受験手数料 8,100円の群馬県収入証紙を受験願書に貼って納付すること。払込書による納付を希望する場合は、令和7年10月8日（水）までに群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に連絡すること。

(3) 受験願書の提出

ア 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に提出すること。

イ 受付期間 令和7年10月1日（水）から同月17日（金）まで

ウ 郵送する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書きし、令和7年10月17日（金）までに必着のこと。また、直接提出する場合は、土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。

8 インターネットによる受験手続等（電子申請）

(1) 受験手続 以下のURLからアクセスして申し込むこと。

申込ページ：<https://www.pref.gunma.jp/page/660860.html>

(2) 申込受付期間 令和7年10月1日（水）から同月17日（金）午後5時15分まで

(3) 受験手数料 申込受理後、受験手数料8,100円をクレジットカード又はQRコード決済（PayPay）を利用して支払うこと。

9 合格者の発表等 合格者の発表は、令和7年11月28日（金）午前9時に合格者の受験番号を群馬県ホームページで公表することとし、合格者には、合格証を郵送により交付する。

10 その他 この試験についての問合せは、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（電話027-226-3632）に行うこと。

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和7年9月12日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,607
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 297,542
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,139
甘楽郡	5,861
吾妻郡	14,298
利根郡	8,659
佐波郡	9,853
邑楽郡	26,306
前橋市	91,606
高崎市	102,599
桐生市	29,193
伊勢崎市	55,753
太田市	58,747
沼田市	12,468
館林市	20,296
渋川市	20,657
藤岡市・多野郡	18,385
富岡市	12,771
安中市	15,571
みどり市	13,621

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
 電話 027-223-1111